

労働者派遣法に基づく情報公開について

労働者派遣法第23条第5項に基づく令和7年度派遣事業の状況は以下のとおりです。

対象期間（2025年5月1日～2026年4月30日）

1 派遣労働者の数	9 名
2 派遣先の数	5 社
3 マージン率	33.0%
4 教育訓練に関する事項	業務に必要なパソコン操作（Excel、Word）はじめ Auto CAD の操作、設計の基本等、技術教育を行います。 ビジネスマナー、安全衛生教育を行います。
5 労働者派遣に関する料金の平均額	33,776円
6 労働者派遣の賃金額の平均額	22,616円
7 労働者派遣法第30条の4第1項の 労使協定を締結しているか否かの 別等	締結している。 当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 （すべての派遣労働者。） 当該労使協定の有効期間の終期（令和9年3月31日）
8 その他	マージン率には以下が含まれます。 ①社会保険料（厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険） ②賞与、その他諸手当 ③福利厚生費（有給休暇、健康診断、退職金制度等） ④教育訓練費 ⑤会社運営費 ⑥営業利益

所在地 〒792-0026

愛媛県新居浜市久保田町2丁目1番67号

株式会社 興新設計

代表取締役社長 筒井 浩文

労働者派遣法に基づく情報公開について

労働者派遣法第23条第5項に基づく令和7年度派遣事業の状況は以下のとおりです。

対象期間（2025年5月1日～2026年4月30日）

1 派遣労働者の数	3 名
2 派遣先の数	3 社
3 マージン率	30.9%
4 教育訓練に関する事項	業務に必要なパソコン操作（Excel、Word）はじめ Auto CAD の操作、設計の基本等、技術教育を行います。 ビジネスマナー、安全衛生教育を行います。
5 労働者派遣に関する料金の平均額	34,440円
6 労働者派遣の賃金額の平均額	23,801
7 労働者派遣法第30条の4第1項の 労使協定を締結しているか否かの 別等	締結している。 当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 （すべての派遣労働者。） 当該労使協定の有効期間の終期（令和9年3月31日）
8 その他	マージン率には以下が含まれます。 ①社会保険料（厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険） ②賞与、その他諸手当 ③福利厚生費（有給休暇、健康診断、退職金制度等） ④教育訓練費 ⑤会社運営費 ⑥営業利益

所在地 〒540-0012

大阪府大阪市中央区谷町3丁目2番2号

株式会社興新設計（大阪オフィス）

代表取締役社長 筒井 浩 文